吸収合併に関する事後開示書面

（会社法第 801 条第１項および会社法規則第 200 条に定める書面）

2021 年４月１日

テクノホライゾン株式会社

2021年４月１日

名古屋市南区千竈通二丁目１３番地１
テクノホライゾン株式会社
代表取締役社長　野村　拡伸

吸収合併に関する事後開示書面

当社は、2020年７月15日付で株式会社タイテック、株式会社エルモ社及び株式会社中日諏訪オプト電子との間で締結した合併契約に基づき、2021年４月１日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社タイテック、株式会社エルモ社及び株式会社中日諏訪オプト電子を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関し、会社法第801条第１項及び会社法施行規則第200条に定める事項は以下の通りです。

記

1. 吸収合併契約が効力を生じた日
　2021年４月１日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過
　(1) 差止請求
　吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。
　(2) 反対株主の買取請求
　吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。
　(3) 新株予約権買取請求
　新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。
　(4) 債権者の異議
　吸収合併消滅会社は、2020年７月27日付で官報に公告を行うとともに、同日付けで電子公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 差止請求

吸収合併存続会社に対して、吸収合併の差止をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

当社は、2020年7月27日より電子公告を行いましたが、株式買取請求行使期限までに、株主からの株式買取請求はありませんでした。

(3) 債権者の異議

吸収合併存続会社は、2020年7月27日付で官報に公告を行うとともに、同日付けで電子公告を行いましたが、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりです。

6. 会社法921条の変更の登記をした日

2021年4月1日

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に関する事前開示書面

（簡易吸収合併）

2020年7月28日

テクノホライゾン・ホールディングス株式会社

2020年7月28日

名古屋市南区千竈通二丁目13番地2
テクノホライゾン・ホールディングス株式会社
代表取締役社長　野村　拡伸

吸収合併に関する事前開示書面

（吸収合併存続会社/会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前置書面）

当社は、2020年7月15日付で株式会社タイテック、株式会社エルモ社及び株式会社中日諏訪オプト電子との間で締結した合併契約に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社タイテック、株式会社エルモ社及び株式会社中日諏訪オプト電子を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことといたしました。本合併に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事項は以下の通りです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

株式会社タイテック、株式会社エルモ社及び株式会社中日諏訪オプト電子は、当社の完全子会社のため、本合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

株式会社タイテック、株式会社エルモ社及び株式会社中日諏訪オプト電子の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2の通りです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

株式会社エルモ社は2020年7月3日付で、Esco Pte. Ltd.の全株式を取得しました。

5. 吸収合併存続会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生じる日以降における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生後の当社の資産の額は、債務の額を十分上回ることが見込まれます。また、本合併の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。したがって、本合併後における当社の債務について履行の見込みがあるものと判断します。

以上



別紙1

合併契約書

テクノホライゾン・ホールディングス株式会社（住所：名古屋市南区千竈通二丁目13番地1）（以下「甲」という。）、株式会社タイテック（住所：名古屋市南区千竈通二丁目13番地1）（以下「乙」という。）、株式会社エルモ社（住所：名古屋市南区塩屋町一丁目3番地4）（以下「丙」という。）及び株式会社中日諏訪オプト電子（住所：名古屋市南区塩屋町一丁目3番地4）（以下「丁」という。）は、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第1条　甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併して、甲が乙の権利義務の全部を承継する。

2　甲及び丙は、甲を吸収合併存続会社、丙を吸収合併消滅会社として合併して、甲が丙の権利義務の全部を承継する。

3　甲及び丁は、甲を吸収合併存続会社、丁を吸収合併消滅会社として合併して、甲が丁の権利義務の全部を承継する。

4　第1項乃至第3項に定める各合併（以下「本件各合併」という。）の効力発生は、前各項に定める他の本件各合併の効力発生を条件とするものではない。

（合併に際して交付する金銭等）

第2条　乙、丙及び丁は、甲の完全子会社であることから、本件各合併に際して、甲は、乙、丙及び丁の株主に対し金銭その他の対価を交付しない。

（存続会社の増加すべき資本金等）

第3条　本件各合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

（効力発生日）

第4条　本件各合併の効力発生日（以下「本件効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。ただし、甲、乙、丙及び丁は、本件各合併にかかる手続の進行に応じ、必要あるときは協議のうえ、本件効力発生日を変更することができる。

（合併承認総会）

第5条　乙、丙及び丁は、会社法第784条第1項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ずに本件各合併を行う。

2　甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ずに本件各合併を行う。

（善管注意義務）

第6条　甲、乙、丙及び丁は、本契約締結後本件効力発生日までの間、善良なる管理者の注意を

もってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、あらかじめ協議のうえこれを行う。

（本契約の変更及び解除）

第７条　本契約締結後本件効力発生日までの間に、甲、乙、丙及び丁の財産又は経営状態に重大な変更が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は、協議のうえ、本契約を変更し又は本契約を解除することができる。

（本契約の効力）

第８条　甲において会社法の規定に基づき本件各合併にかかる株主総会の承認が必要になった場合においてその承認が得られなかった場合、その承認を得られなかった合併は、その効力を失う。

（本契約に定めのない事項）

第９条　本契約に定める事項のほか、本件各合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲、乙、丙及び丁協議のうえ、これを定める。

本契約の成立を証するため、本契約書１通を作成し、甲乙丙丁記名押印のうえ、甲が原本を、乙、丙及び丁がその写しを保管する。

2020年7月17日

甲　名古屋市南区千竈通二丁目13番地1
テクノホライゾン・ホールディングス株式会社
代表取締役社長　野村　拡伸

乙　名古屋市南区千竈通二丁目13番地1
株式会社タイテック
代表取締役社長　廣瀬　隆志

丙　名古屋市南区塩屋町一丁目3番地4
株式会社 エルモ社
代表取締役社長　浅野　真司

丁　名古屋市南区塩屋町一丁目3番地4
株式会社中日諏訪オプト電子
代表取締役社長　前田　憲二

別紙2

第 45 期

（2019年4月 1 日から
2020年3月31日まで）

事　業　報　告

株式会社タイテック

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

1.　会社の現況に関する事項

(1)　事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、労働需給が引き続き逼迫していることを背景に、低失業率で所得環境改善への期待感から個人消費は緩やかな回復基調で推移しました。加えて企業収益の改善による設備投資の増加などにより概ね堅調に推移していましたが、国内は台風被害や消費税増税に伴う影響、海外は米中通商問題をはじめとした海外経済の不透明感から中国経済などの減速による輸出の落ち込みに伴い、製造業活動や設備投資が鈍化するなど景気は減速傾向へと転じました。

このような状況のもと、当社はテクノホライゾングループにおける電子事業の中核事業会社として、「ＦＡソリューションのリーディングカンパニー」となることを目指し、グループシナジーを活かし、かつシステム展開力を一層強化することに注力して事業活動を推進いたしました。

ＦＡ関連事業では、既存顧客向けの製品の販売に加えて将来的な中核事業となる事業の育成を図るため、人手不足により省力化や自動化に対するニーズが一層強くなっていることを念頭に、自社生産ノウハウをベースとした生産ソリューション製品の開発・拡販に注力したほか、システムカンパニーが中心となって生産工場向けのIOTソリューションサービスの拡販に注力しました。

また、ＦＡ事業におけるシナジー効果を高めるべく、2019年６月に株式会社エムディテクノスの株式を、2020年３月に新光技研株式会社の株式を取得しました。

更に、システムカンパニーとのシナジー効果を高めるべく、2020年３月にアイ・ティ・エル株式会社の株式を取得しました。

以上の結果、当事業年度の当社業績は、売上高7,604百万円（前事業年度比9.1％増）、営業利益116百万円（前事業年度比70.3％減）、経常利益295百万円（前事業年度比29.6％減）となり、当期純利益は274百万円（前事業年度比24.6％減）となりました。

(2)　設備投資等の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資は、合理化・省力化装置を中心として、総額117百万円の設備投資を行いました。

(3)　資金調達の状況

当社の資金調達は、親会社のグループファイナンスを活用する方法に切替ております。

前期末と当期末の借入金残高を比較しますと、金融機関からの借入金は561百万円減少、親会社からの借入金は2,000百万円増加、借入金の純増は1,438百万円でございます。

借入金増加の主な要因は、Ｍ＆Ａによる株式取得資金・設備投資資金および運転資金の増加でございます。

(4)　重要な企業再編等の状況

当社は、2019年６月21日を効力発生日として、株式会社エムディテクノスの全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

また、2020年３月26日を効力発生日として、新光技研株式会社の全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

更に、2020年３月31日を効力発生日として、アイ・ティ・エル株式会社の全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

(5)　対処すべき課題

当社の対処すべき課題は、次のとおりであります。

①　新規市場向け新製品の開発及び市場投入

「新事業の創出」に向け、これまでも様々な戦略的開発投資を行ってまいりました。Ｍ＆Ａによるシナジー効果を高め、今後も引き続きマーケティング活動と結びついた新製品（自社ブランド「ＩＴＡＮＺＩ」製品）を積極的に開発し、事業の拡大と活性化をはかります。

② 中国におけるＦＡ市場での事業拡大

当社は、子会社泰志達（蘇州）自控科技有限公司との連携を更に強化して、より安定した成果を獲得することが重要課題となります。当社と現地法人による長期的戦略に基づき、長年日本市場において培ってきた産業機械用制御技術・コントローラ技術をベースに、現地企業のニーズに的確に対応した販売サービス力及び開発の強化を図るとともに、当社と現地法人を一体的な生産ラインとみなし、一層の生産性向上に向けた取り組みを進めてまいります。

③ 新規事業としてのシステム事業の育成

社内カンパニーである「システムカンパニー」を中心に、長年に亘り蓄積してきたノウハウや技術を活用し、ＥＲＰ事業のほかＢＩ事業を通じ、顧客にトータルソリューションを提供していきます。

④ グループシナジーの更なる強化

テクノホライゾングループは「オプト・エレクトロニクス技術を核に「教育」「ＦＡ」「医療」「安全・生活」分野にフォーカスし、その中でグループシナジーの強化をはかっております。当社においても子会社との連携はもちろん、グループシナジーを強化し、新製品の開発・拡販を推進してまいります。

⑤ ＣＳＲ（企業の社会的責任）の推進

ＣＳＲに積極的に取り組み、未来を創造する企業として、従業員・お客様、社会の求める満足感に充分応えられるよう、コンプライアンスの徹底、ステークホルダーへの積極的な情報開示、環境への配慮など、具体的に実践してまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第42期 自 2016年4月1日 至 2017年3月31日	第43期 自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	第44期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	第45期 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高（百万円）	6,550	7,238	6,968	7,604
経常利益（百万円）	413	440	419	295
当期純利益（百万円）	21	327	363	274
1株当たり当期純利益　（円）	2.41	36.4	40.5	30.49
総資産（百万円）	9,044	9,014	9,298	10,319
純資産（百万円）	5,269	5,573	5,659	5,696

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

会社名	資本金	当社の 被議決権比率	主要な事業内容
テクノホライゾン・ホールディングス株式会社	千円 2,500,000	% 100.00	グループ各社（事業会社）の経営管理・経営指導、建物の賃貸

（注）親会社であるテクノホライゾン・ホールディングス株式会社とは、経営指導に関する契約及び建物賃貸借契約を締結しております。経営指導料の決定に当たっては、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定するよう留意しております。また、賃料の決定に当たっては当該取引が第三者との通常の取引と比べて著しく相違しないことに留意しております。当社取締役会は、同社との取引内容が経営指導に関する取引及び建物賃貸借であることから、当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
泰志達（蘇州）自控科技有限公司	千円 310,000	% 100.00	電子機器の開発・製造・販売

(8) 主要な事業内容

ロボットコントローラやコンピュータ数値制御（ＣＮＣ）装置などのＦＡ関連機器の開発・製造・販売を行っております。

(9) 主要な営業所及び工場（2020年３月31日現在）

会社名	主要事業所名（所在地）
当社	本社（名古屋市南区） 本社工場（名古屋市南区） 笠寺工場（名古屋市南区） システムカンパニー（長野県茅野市） OFFICE ITANZI 横浜（横浜市港北区） OFFICE ITANZI 東北（山形県山形市）
泰志達（蘇州）自控科技有限公司	本社・工場（中華人民共和国江蘇省蘇州工業園区）

(10) 従業員の状況（2020年３月31日現在）

当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
256名	6名増	43.20歳	10.01年

（注）従業員数は、就業人員数（当社から社外への出向者を除き、当社への出向者を含む。）で表示しております。
臨時雇用者数（期中平均75名）は含んでおりません。

(11) 主要な借入先（2020年３月31日現在）

借入先	借入金残高
	千円
テクノホライゾン・ホールディングス株式会社	2,450,000
株式会社みずほ銀行	400,000
株式会社滋賀銀行	55,018

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　30,000,000株

(2) 発行済株式の総数　8,994,649株

(3) 株主数　1名

(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
テクノホライゾン・ホールディングス株式会社	8,994 千株	100.00 %

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年３月31日現在）

地位	氏名	担当または他の法人等の重要な兼職の状況
代表取締役会長	野村拡伸	テクノホライゾン・ホールディングス株式会社 代表取締役社長 株式会社エルモ社 代表取締役会長 株式会社中日諏訪オプト電子 代表取締役会長
代表取締役社長	廣瀬隆志	泰志達（蘇州）自控科技有限公司 董事長
取締役	水上康	テクノホライゾン・ホールディングス株式会社 常務取締役 株式会社エルモ社 常務取締役 株式会社中日諏訪オプト電子 常務取締役
取締役	金森裕志	開発部門管掌
取締役	韓景春	泰志達（蘇州）自控科技有限公司 董事総経理
取締役	竹内晩穂	システムカンパニー会長
取締役	高柳昭宏	営業部門管掌
監査役	渡邉哲也	テクノホライゾン・ホールディングス株式会社 常勤監査役 株式会社エルモ社 監査役 株式会社中日諏訪オプト電子 監査役

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	４名	44,800 千円
監査役	０名	－

（注）1. 2014年６月16日開催の第39回定時株主総会の決議により、役員報酬限度額は取締役分が年額360,000千円以内、監査役分が年額20,000千円以内であります。
2. 親会社テクノホライゾン・ホールディングス株式会社で取締役、監査役を兼務している取締役、監査役及び子会社泰志達（蘇州）自控科技有限公司で董事を兼務している取締役に対しては、当社から報酬を支給しておりません。

(3) 社外役員に関する事項

該当事項はありません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当社が支払うべき報酬等の額	8,242 千円

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると認められるときや、当社にとってより適切な監査体制の整備が必要と判断されるときには、会計監査人を解任または不再任とするための法令に定められた手続きをとる方針であります。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社及び子会社は、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、長期的な視点でのグループ経営を担う持株会社（親会社）のもと、それに基づく短・中期的な事業執行を担う事業会社として、監査役設置会社による経営管理体制のもと、権限に基づく責任体制を明確に果たしてまいります。親会社では、コンプライアンス関係を含めた諸規則の整備・運用により、当社におけるコンプライアンス体制の構築と実践に努めております。また、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告するなど、ガバナンス体制を強化しております。

② 当社は、親会社のグループ経営方針の下、統制の強化、連結経営の強化、業務の効率化を目的として2018年4月にシェアードサービスを導入して管理業務（人事、総務、法務、経理、内部監査、システム）を親会社へ集約、移管しており、親会社と一体となったガバナンス体制の構築を目指しております。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務遂行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、当社の経営管理並びに業務執行に係る重要な文書・記録を、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、取締役もしくは監査役から要請があった場合には、常時閲覧可能な状態としております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、経営理念の追求のために必要な業務から生じる様々なリスクを認識し、また、新たな業務から生じると予測される様々なリスクを十分に検討したうえで、経営の安全性を確保しつつ、株主の利益や社会信用の向上を図ることを方針とし、適切なリスク管理システムを構築しております。

② この方針のもと、より広範なリスクへの対応力を強化する観点から、リスク管理全体を統括する経営の諮問会議として「内部統制運営委員会」を設置し、「リスク管理基本規程」に則り、リスクの評価・リスクへの対応等、リスクマネジメント体制の充実を図っております。なお、万一不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とした「危機対策本部」を速やかに設置し、さらに必要に応じて社外アドバイザーも加えて迅速に対応することにより、緊急事態による発生被害を最小限に止める体制を整えております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

② 取締役会の決定に基づく業務執行につきましては、「組織規程」並びに「職務権限規程」に定める職務権限及び業務分掌において、それぞれの責任、権限、執行手続きの詳細について定め、厳正かつ効率的な職務執行が行われることを確保するための体制を整備しております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、社内コンプライアンス体制の充実・強化を進めます。当社では、諮問機関として、監査役の他、取締役会の決議による選任者からなる「コンプライアンス委員会」を設け、当社における法令遵守の社内体制、規程類の作成状況、法令遵守状況を確認し、審議を行い、法令遵守違反の未然防止を図ります。また、コンプライアンス違反や、そのおそれのある場合の内部情報の通報・相談窓口として「ホットライン窓口」を設置する等、組織体制の整備を行います。

② 当社とは独立した組織である親会社内部監査室が、遵法・リスクマネジメント・内部統制システムなどの監査を監査役と連携して定期的に実施し、その結果は都度社長に報告されるとともに、被監査部門に対し業務執行の適正性及び効率性について具体的な評価と改善に向けた提言を行い、内部統制の確立を図ります。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制

① 当社のみならず、子会社においてもコンプライアンスの推進をはかっていくことが重要であるとの考えに基づき、子会社においても業務に関し当社と同等水準の適正な運営を確保するための体制整備に努めております。

② 経営管理については、「関係会社管理規程」「海外現地法人管理規程」に基づいて子会社管理を行うものとし、必要に応じて改善指導や支援を行っております。また、親会社内部監査室が子会社について法令・社内ルールに沿った業務が行われていることを監査しております。

③ 当社グループの経営に関する重要事項を適切に審議・報告するとともに、グループの企業価値の最大化を追求するため、「経営会議」を設置して、原則毎月１回開催し、必要時には臨時開催いたします。

④ 取締役は、子会社において、法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、監査役に報告することとしております。

⑤ 子会社において、当社から受けた経営管理、経営指導内容が法令に違反したり、その他コンプライアンス上で問題があると判断した場合には、子会社から当社の監査役及び親会社内部監査室に報告することとし、親会社内部監査室長は直ちに代表取締役社長に報告する体制としております。また、監査役は当社の取締役に対し、改善策を求めることができることとしております。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事に関しては、取締役と監査役が意見交換を行い、取り決めるものといたしております。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社において、取締役及び使用人は、監査役に対して当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには当該事実に関する事項、その他取締役会または監査役が定める業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものといたしております。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとするなど、適正な報告体制の確保に努めております。

② 「ホットライン規程」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反やその他コンプライアンス上の問題について、「コンプライアンス委員会」を通じ、監査役への適切な報告体制を確保しております。

③ 監査が効率的、かつ効果的に行われるために、親会社内部監査室との連携及び会計監査人からの監査結果などの報告及び説明を通じて、内部統制システムの状況を監視・検証する体制を確保してまいります。

(9) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

監査役がその職務を執行する上で、必要な前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

① 当社は、当社の財務報告を適時・適切に行うものとし、その信頼性を確保することを最重要視して対応いたします。

② 当社は、当社の「財務報告の信頼性」を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告制度に適切に対応するため、社内諸規程を整備し遵守する他、会計基準その他関連法令を遵守いたします。

③ 当社は、当社の財務報告の信頼性を確保するための社内体制を整備するとともに、その整備・運用状況を定期的に評価し、常に適正に維持いたします。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、親会社専門部署への相談を含め、断固として対決することとしており、すべての役員、使用人に対し啓蒙活動を継続実施いたしております。

② 当社は、反社会的勢力に対する対応は、「反社会的勢力への対処要領」に基づき、親会社管理部が統括し、必要に応じて弁護士や警察等の外部専門機関と連携し対処する体制を整えております。

《当事業年度における業務の適正を確保するための運用状況》

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当該基本方針に掲げた企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を親会社内部監査室及び当社内部統制運営委員会（当事業年度において当社は12回開催）がモニタリングし、改善を進めました。また、親会社内部監査室及び当社内部統制運営委員会は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行いました。

② コンプライアンス

当社ではコンプライアンス委員会を四半期に一度開催（当事業年度において当社は４回開催）し、企業活動において法令遵守される体制の整備、維持に努めました。

③ 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、「関係会社管理規程」「海外現地法人管理規程」に基づき、子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、子会社からの業務に関する重要事項の報告を受け、その承認を行っております。

④ 取締役の職務執行

当社及び内国子会社は、「取締役会規程」に基づき、月１回以上の取締役会（当事業年度において当社は16回開催）を開催し、海外子会社においても定款に基づき董事会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行いました。

⑤ 監査役の職務執行

監査役は、取締役会の出席及び社内の重要会議への出席を通じて、取締役の職務の執行状況や内部統制の整備、運用状況を確認しました。また、会計監査人、親会社内部監査室等、内部統制に係る組織と相互に連携・情報交換をすることにより、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効果的な運用について助言を行いました。

第 45 期

（2019年4月 1 日から
2020年3月 31 日まで）

計　算　書　類

株式会社タイテック

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

単位：千円（千円未満切り捨て）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,273,732	流動負債	4,382,811
現金及び預金	391,656	支払手形	156,482
受取手形	76,281	買掛金	960,110
電子記録債権	550,004	短期借入金	2,850,000
売掛金	2,805,719	一年以内返済予定長期借入金	19,992
製品	104,508		
仕掛品	539,893	リース債務	19,589
原材料及び貯蔵品	593,360	未払金	15,328
前払費用	29,065	未払費用	195,460
未収入金	183,470	未払法人税等	26,323
その他	5,272	未払消費税等	5,772
貸倒引当金	△5,500	前受収益	11,923
固定資産	5,045,437	預り金	8,124
有形固定資産	2,822,322	賞与引当金	113,704
建物	555,250	固定負債	240,026
構築物	3,386	長期借入金	35,026
機械及び装置	7,061	リース債務	39,725
車両運搬具	1,623	退職給付引当金	165,274
工具器具備品	54,908	負債合計	4,622,837
土地	2,118,977	純資産の部	
リース資産	59,315	科目	金額
建設仮勘定	21,800	株主資本	5,679,485
無形固定資産	50,392	資本金	2,250,844
ソフトウエア	47,115	資本剰余金	2,612,409
電話加入権	3,277	資本準備金	2,520,409
投資その他の資産	2,172,722	その他資本剰余金	92,000
投資有価証券	65,026	利益剰余金	816,231
関係会社株式	1,367,776	利益準備金	346,240
関係会社出資金	310,000	繰越利益剰余金	469,991
繰延税金資産	401,585	評価・換算差額等	16,847
その他	77,477	その他有価証券評価差額金	16,847
貸倒引当金	△ 49,143		
		純資産合計	5,696,332
資産合計	10,319,170	負債・純資産合計	10,319,170

損　益　計　算　書

（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）

単位：千円（千円未満切り捨て）

科　　目	金　　額	
売上高		7,604,678
売上原価		6,451,737
売上総利益		1,152,941
販売費及び一般管理費		1,036,475
営業利益		116,466
営業外収益		
受取利息及び配当金	151,243	
為替差益	632	
不動産賃貸収入	37,128	
その他の営業外収益	7,065	196,069
営業外費用		
支払利息	8,782	
不動産賃貸原価	6,856	
その他の営業外費用	1,755	17,393
経常利益		295,142
特別損失		
固定資産除却損	923	923
税引前当期純利益		294,218
法人税、住民税及び事業税	45,324	
法人税等調整額	△25,322	20,002
当期純利益		274,216

株主資本等変動計算書

〔 2019年4月1日から 2020年3月31日まで 〕

単位：千円（千円未満切り捨て）

項目	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
2019年4月1日残高	2,250,844	2,520,409	92,000	346,240	441,149	5,650,643
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△245,374	△245,374
当期純利益					274,216	274,216
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	28,842	28,842
2020年3月31日残高	2,250,844	2,520,409	92,000	346,240	469,991	5,679,485

項目	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
2019年4月1日残高	8,594	5,659,237
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△245,374
当期純利益		274,216
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	8,253	8,253
事業年度中の変動額合計	8,253	37,095
2020年3月31日残高	16,847	5,696,332

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・仕掛品 …… 個別法

原材料 …… 移動平均法

貯蔵品 …… 最終仕入原価法

3．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）…… 定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、1998 年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに 2016 年４月１日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）…… 定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、市場販売目的のソフトウエアについては見込販売金額に基づく償却額と残存見込販売有効期間（３年）に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上する方法、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

リース資産 …… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4．引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 …… 従業員賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金 … 従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産額に基づき計上しております。

5．消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1．関係会社に対する短期金銭債権　602,487千円

2．関係会社に対する短期金銭債務　43,896千円

3．有形固定資産の減価償却累計額　1,771,232千円

4．保証債務高

保証先	保証金額（千円）	保証内容
テクノホライゾン・ホールディングス株式会社	2,287,500	銀行借入

損益計算書に関する注記

1．関係会社との取引高

売上高	620,897千円
仕入高	460,704千円
その他の営業取引による取引高	219,249千円
営業取引以外の取引による取引高	191,404千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1．当事業年度末における発行済株式の数

普通株式	8,994,649株

2．当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

① 金銭による配当

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月17日 定時株主総会	普通株式	245,374	27.28	2019年 3月31日	2019年 6月18日

3．翌事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払予定額

① 金銭による配当

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	250,500	27.85	2020年 3月31日	2020年 6月23日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
未払賞与	37,477	千円
未払事業税	6,507	〃
たな卸資産評価損	223,522	〃
貸倒引当金	16,720	〃
投資有価証券評価損	20,600	〃
退職給付引当金	50,573	〃
子会社株式評価損	93,381	〃
繰越欠損金	213,838	〃
その他	10,285	〃
小計	672,909	千円
評価性引当額	△265,595	千円
繰延税金資産合計	407,314	千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	5,728	千円
繰延税金負債合計	5,728	千円
繰延税金資産の純額	401,585	千円

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達についてはグループファイナンスもしくは銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の社内規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)２参照）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	391,656	391,656	—
(2) 受取手形	76,281	76,281	—
(3) 電子記録債権	550,004	550,004	—
(4) 売掛金	2,805,719	2,805,719	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	44,145	44,145	—
資産計	3,867,807	3,867,807	—
(6) 支払手形	156,482	156,482	—
(7) 買掛金	960,110	960,110	—
(8) 短期借入金	2,850,000	2,850,000	—
(9) 長期借入金 ※	55,018	55,079	61
負債計	4,021,611	4,021,672	61

※ １年以内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(注) １．金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(6) 支払手形、(7) 買掛金、(8) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) ２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	20,880
関係会社株式	1,367,776
関係会社出資金	310,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

区分	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）
本社	347,424	232,477

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額で算出しております。

(注) 2. 当事業年度末の時価は、固定資産税の評価額に、合理的な調整を行って算出しております。

関連当事者との取引に関する注記

1．親会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	テクノホライゾン・ホールディングス㈱	被所有 直接 100.00%	土地、建物の賃貸 役員の兼任 債務保証等	賃貸料の受取	37,128	—	—
				保証債務	2,287,500	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．土地、建物の賃貸料については、近隣の取引事例を参考に決定しております。

2．保証債務については、金融機関からの借入金について債務保証を行ったものであります。

3．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2．子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	泰志達（蘇州）自控科技有限公司	所有 直接 100.00%	営業取引 原材料等の有償支給 役員の兼任等	電子機器の販売	605,777	売掛金	456,876
				原材料等の有償支給	—	未収入金	133,165
				貸付の返済	150,000	短期貸付金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2．価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

3．兄弟会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
兄弟会社	㈱中日諏訪オプト電子	—	営業取引	電子機器の販売	2,506,571	売掛金	1,143,778
				電子機器の仕入	294,288	買掛金	28,196

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2．価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1．1株当たり純資産額　633円30銭

2．1株当たり当期純利益　30円49銭

重要な後発事象に関する注記

（親会社との合併）

当社は、2020年５月15日開催の取締役会において、2021年４月１日付で当社の親会社であるテクノホライゾン・ホールディングス㈱が、当社、㈱エルモ社及び㈱中日諏訪オプト電子の３社を吸収合併する経営統合方針について、合意することを決議いたしました。

第 45 期

（2019年4月 1 日から
2020年3月 31 日まで）

計算書類に係る附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細…… 1頁

2. 引当金の明細…… 1頁

3. 販売費及び一般管理費の明細…… 2頁

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示してあります。

株式会社タイテック

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位：千円）

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額
有形固定資産	建物	1,853,321	4,860	—	1,858,181	1,302,931	29,910	555,250
	構築物	51,927	—	—	51,927	48,541	451	3,386
	機械及び装置	73,103	4,787	4,321	73,569	66,508	1,913	7,061
	車両運搬具	735	1,718	220	2,233	610	95	1,623
	工具器具備品	365,997	24,585	30,668	359,912	305,005	26,888	54,908
	土地	2,118,977	—	—	2,118,977	—	—	2,118,977
	リース資産	99,291	34,842	27,182	106,951	47,635	22,764	59,315
	建設仮勘定	2,861	63,522	44,584	21,800	—	—	21,800
	計	4,566,216	134,316	106,977	4,593,555	1,771,232	82,023	2,822,322
無形固定資産	ソフトウエア	77,342	23,776	—	101,118	54,003	16,017	47,115
	リース資産	3,528	—	—	3,528	3,528	352	—
	電話加入権	3,277	—	—	3,277	—	—	3,277
	のれん	231,481	—	—	231,481	231,481	30,864	—
	計	315,629	23,776	—	339,405	289,012	47,234	50,392

（注）当期中の重要な増減

増加の主な内訳

リース資産　３Ｄ外観検査装置等のリースによる増加　34,842千円

減少の主な内訳

リース資産　解約による減少　27,182千円

工具器具備品　除却による減少　30,668千円

2. 引当金の明細

（単位：千円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	56,223	—	1,580	54,643
賞与引当金	108,042	113,704	108,042	113,704
退職給付引当金	162,425	62,928	60,079	165,274

3. 販売費及び一般管理費の明細

（単位：千円）

科目	金額	摘要
役員報酬	44,800	
給与	248,989	
賞与	26,945	
賞与引当金繰入額	26,717	
退職給付費用	14,672	
法定福利費	56,106	
福利厚生費	2,273	
派遣人件費	57,160	
荷造運賃	16,361	
広告宣伝費	65,447	
交際接待費	2,837	
旅費交通費	74,626	
通信費	11,437	
租税公課	47,460	
燃料費	2,762	
水道光熱費	8,572	
消耗品費	10,963	
減価償却費	21,478	
修繕費	18,519	
保険料	1,433	
賃借料	18,711	
支払報酬	13,721	
支払手数料	202,868	
貸倒引当金繰入額	△1,580	
のれん償却額	30,864	
雑費	12,322	
計	1,036,475	

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社タイテック
監査役　渡邉　哲也　殿

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　楠元　宏

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大谷浩二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社タイテックの2019年４月１日から2020年３月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2020年５月15日開催の取締役会において、2021年４月１日付で会社の親会社であるテクノホライゾン・ホールディングス株式会社が、会社、株式会社エルモ社及び株式会社中日諏訪オプト電子の３社を吸収合併する経営統合方針について、合意することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

私は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

私は、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会計計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利害を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

株式会社タイテック

監査役　坂巻 哲也

第９６期　事業報告、計算書類

（2019年３月１日から
2020年２月29日まで）

株式会社　エルモ社

事 業 報 告

（2019年３月１日から
2020年２月29日まで）

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2019年３月１日から2020年２月29日）におけるわが国経済は、米中貿易問題を中心とした世界経済の不透明さに加えて、消費税増税の影響もあり、景気悪化が進みつつある状況であります。さらに、昨年末に中国で発生した新型コロナウィルスは、予想を超えたスピードで全世界に拡大しており、景気の先行きについてはさらなる注意が必要な状況にあります。

このような経済環境の下、当社主力事業の教育システム事業におきましては、欧州市場やその他の新興国を含めた新たなグローバル市場の開拓、販路の拡大により市場シェア確保に努めております。

また、主力ＩＣＴ機器である書画カメラと新規事業である電子黒板サービス事業をより一層連携強化することにより、さらなる事業の拡大を図っております。

以上の結果、売上高は 6,771 百万円（前期比 112.6%）、営業利益 245 百万円（前期比 811.0%）、経常利益 428 百万円（前期比 57.3%）、当期純利益 657 百万円（前期比 70.9%）となりました。

事業別概況は、次のとおりであります。

① 書画カメラ（資料提示装置・実物投影機）、ＣＲＳ機器 [教育システム事業]

先行市場である北米市場や国内市場、さらに近年注力している欧州市場、いずれも前事業年度実績を下回る結果となりました。その結果、クラスルーム・ソリューション機器を含む当事業の売上高は 3,208百万円（前期比 89.2%）となりました。

② 監視カメラ [監視カメラ事業]

監視カメラビジネスをグループ会社である株式会社ケイグランデに事業譲渡した結果、当事業の売上高は 220百万円（前期比 25.2%）となりました。

③ 映像ソリューション、その他 [映像システム事業]

前事業年度に車載器・決済端末事業をグループ会社である株式会社中日諏訪オプト電子に事業譲渡した結果、映像ソリューション分野においては前事業年度実績より減少し、当事業の売上高は 1,285百万円（前期比 83.3%）となりました。

④ 電子黒板 [電子黒板サービス事業]

前事業年度に株式会社ブイキューブより事業を譲り受けた電子黒板サービス事業は、順調に事業を拡大し、売上高は 2,056百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度において実施した設備投資は、総額 206百万円となりました。その主たるものは、新製品の開発等に伴う機械装置、工具器具及び備品で 162百万円などであり、所要資金はすべて自己資金より充当いたしました。

(3) 資金調達の状況

運転資金として短期借入金 100百万円を金融機関より調達しております。

(4) 重要な企業再編等の状況

①当社は2019年10月１日を効力発生日として、監視カメラ事業を株式会社エルモケイグランデへ譲渡いたしました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	2016年度 第９３期	2017年度 第９４期	2018年度 第９５期	2019年度 第９６期 (当事業年度)
売　　上　　高(千円)	9,394,096	8,501,574	6,014,411	6,771,372
経　常　利　益　(千円)	107,670	506,916	748,368	428,956
当　期　純　利　益　(千円)	93,674	458,428	927,123	657,619
１株当たり当期純利益　(円)	8.46	41.40	83.73	59.39
総　　資　　産(千円)	6,377,554	5,939,399	5,772,535	5,086,710
純　　資　　産(千円)	1,658,321	2,116,485	2,678,094	2,835,187

(6) 対処すべき課題

①新製品拡販

新たに加わった電子黒板サービス事業との融合を図り、次世代書画カメラなどの拡販を通じて、収益構造の転換を図っていくことが最重要課題です。新事業製品群と書画カメラなどとの連携により、さらに事業領域拡大を企図推進します。これらの製品の市場投入、マーケティング、販売活動を通じて得られた情報を積極的に応用することで、業務用展開を含めた関連製品の展開を推進し、効率的な製品開発と市場の拡大を進めてまいります。

②グローバル化の推進

ＩＣＴ（Information and Communication Technology）教育機器への世界的な関心を背景に書画カメラリーディング・カンパニーのブランド力を市場に訴求しながら、ＣＲＳのグローバル展開をさらに進めます。とりわけ新興国市場における市場開拓の重要度は高まってきており、適切な資源配分により販売数量の拡大と収益性を高めていきます。また、あわせて新製品販売におけるクロスマーケティングを強化してまいります。

③価格競争力の強化

製品開発部門ならびにグループ会社製造拠点一体となってコストダウン施策・生産性の向上を展開・実行することにより、アジアメーカー台頭による価格競争に負けない体制の構築をはかります。また、一方では積極的な海外開発リソースの開拓にも努めることにより、より柔軟性が高くコスト競争力のあるモノづくり体制を構築してまいります。

④ブランド力の強化、マーケティング力・開発提案力の強化

映写機販売の時代よりグローバルに培われてきた当社製品に対する性能や品質に対する信頼性をベースとして、書画カメラからＣＲＳへ、電子黒板サービス事業へとブランドの訴求を図ります。また、それぞれの製品マーケティング活動からのフィードバックを通じて製品差別化の強化、ソリューション展開強化を進めていくことにより、中長期的なブランド力の強化と市場への製品開発提案力を高めてまいります。

⑤ＣＳＲの推進

ＣＳＲを積極的かつ着実に果たしていくための体制の構築、強化をすすめます。全社員が「エルモグループ企業行動指針」に沿って事業活動を推進し、環境保全にも努めてまいります。

(7) 重要な親会社及び子会社等の状況（2020年２月29日現在）

①親会社に関する事項

当社の親会社は、テクノホライゾン・ホールディングス株式会社で、同社は当社の普通株式11,072千株
（議決権比率100％）を保有しております。

②親会社との間の取引に関する事項

当社は、親会社との取引に関して、市場情勢価格や市場金利等を勘案して当社が不利とならないように条件を決定しております。また当社取締役会はそのような取引条件を把握し、いずれの取引においても金額その他の条件が適正性を満たしているかの確認を取っており、当該取引は当社の利

益を害さないものと判断しております。

③重要な子会社等の状況

名　　称	所在地	資　本　金	議決権比率 (間接保有含む)	主な事業内容
American Elmo Corp.	米国	609 千US$	100.0%	北米における販売子会社の管理
Elmo USA Corp.	米国	2,000 千US$	100.0%	光学機器等の販売
ELMO EUROPE S.A.S.	フランス	1,150 千EUR	100.0%	光学機器等の販売
ELMO Industry (Thailand) Co.,Ltd.	タイ	120,000 千タイバーツ	100.0%	(2019年4月工場閉鎖)
北京艾路摩科技有限公司	中国	5,000 千人民元	100.0%	光学機器等の販売
株式会社エルモケイグランデ	東京	12,500　千円	100.0%	カメラ監視システム等の開発・販売

④事業の譲渡、譲受の状況

・2019年10月１日をもって監視カメラ事業を分離し、（株）エルモケイグランデへ事業譲渡いたしました。

(8) 主要な事業内容

当社の事業部門における主要取扱製品は次のとおりであります。

事　業　部　門	主　要　製　品
教育システム事業 電子黒板サービス事業	書画カメラ、ペンタブレット、スチューデント・レスポンス・システム 電子黒板等
映像システム事業	ＡＶコントロール、システム（ＣＶＡＳ）、ＡＶスイッチャー等

(9) 主要な営業所及び工場（2020年２月29日現在）

①当社の主要営業所

本　社	名古屋市南区
営　業　所	首都圏（東京都港区）、中部（名古屋市南区） 関西（大阪市西区）、九州（福岡市博多区）

②子会社

（株）エルモケイグランデ	営業所（東京都文京区、名古屋市南区、大阪市淀川区）

(10) 従業員の状況（2020年２月29日現在）

従　業　員　数	前期末比増減
101名	57名減

(注) 1．当事業年度末日の従業員数を記載しております。
2．当社外への出向者は含まず、当社外からの出向者は含んでおります。
（主な出向先：テクノホライゾン・ホールディングス(株) 12名、(株)中日諏訪オプト電子 57名、
(株)エルモケイグランデ 23名）
3．従業員数には臨時従業員数（期中平均12名）は含んでおりません。

(11) 主要な借入先の状況（2020年２月29日現在）

企業集団における主要な借入先

借　　入　　先	借入金残高
テクノホライゾン・ホールディングス株式会社	900,000 千円
ＥＬＭＯ　ＵＳＡ　Ｃｏｒｐ．	219,720 〃
株　式　会　社　百　五　銀　行	100,000 〃

2. 会社の株式に関する事項（2020年２月29日現在）

(1) 発行可能株式総数　36,000,000株

(2) 発行済株式の総数　11,072,102株

(3) 株主数　１名

(4) 株主名

株主名	持株数	持株比率
テクノホライゾン・ホールディングス株式会社	11,072,102株	100%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年２月29日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼社長	野村拡伸	ﾃｸﾉﾎﾗｲｿﾞﾝ・ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ株式会社 代表取締役社長 株式会社ﾀｲﾃｯｸ 代表取締役会長 株式会社中日諏訪オプト電子 代表取締役会長 ELMO Industry(Thailand) Co.,Ltd 取締役 北京艾路摩科技有限公司 董事
取締役副社長	浅野真司	American Elmo Corp. 代表取締役社長 Elmo USA Corp. 取締役 ELMO EUROPE S.A.S. 代表取締役社長 北京艾路摩科技有限公司 董事長
常務取締役	水上康	ﾃｸﾉﾎﾗｲｿﾞﾝ・ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ株式会社 常務取締役 株式会社ﾀｲﾃｯｸ 取締役 株式会社中日諏訪オプト電子 常務取締役 ELMO Industry(Thailand) Co.,Ltd取締役 北京艾路摩科技有限公司 董事
取締役	河野賢二	American Elmo Corp.取締役 Elmo USA Corp.代表取締役社長
取締役	石木一男	株式会社中日諏訪オプト電子 取締役 ELMO Industry(Thailand) Co.,Ltd代表取締役社長
取締役	中根賢剛	
監査役	渡邉哲也	ﾃｸﾉﾎﾗｲｿﾞﾝ・ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ株式会社常勤監査役 株式会社ﾀｲﾃｯｸ 監査役 株式会社中日諏訪オプト電子 監査役 北京艾路摩科技有限公司 監事

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

	人数	報酬等の総額
取締役	４名	42,900 千円
監査役	０名	- 千円
合計	４名	42,900 千円

(注) 1. 2006年５月25日開催の第82期定時株主総会の決議により、役員報酬限度額は取締役分が年額100,000千円以内、監査役分が年額30,000千円以内であります。

2. 上表の取締役の員数が当事業年度末日の取締役の員数と相違しておりますのは、親会社テクノホライゾン・ホールディングス株式会社で取締役・監査役を兼務している取締役２名・監査役１名に対しては、当社から報酬を支給していないためであります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が支払うべき報酬等の額	7,917千円

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、及びその他会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、監査役の同意を得て、または監査役の請求により会計監査人の解任もしくは不再任を株主総会に諮ります。

5. **業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項**

当社における内部統制システムに係わる体制の主な内容は次のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、コンプライアンス関係を含めた諸規則の整備・運用により、当社及び当社グループにおけるコンプライアンス体制の構築と実践に努めております。また、取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告するなど、ガバナンス体制を強化しております。

② 当社は、親会社のグループ経営方針の下、統制の強化、連結経営の強化、業務の効率化を目的として2018年4月にシェアードサービスを導入して管理業務（人事総務、法務、経理、経営企画、内部監査、システム）を親会社へ集約し移管しており、親会社と一体的となったガバナンス体制の構築を目指しております。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の遂行に係わる情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、取締役もしくは監査役から要請があった場合、常時閲覧可能な状態に致します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社及び当社グループは、経営理念追求のため必要な業務から生じるさまざまなリスクを認識し、また、新たな業務から発生すると予測される様々なリスクを十分に検討したうえで、経営の安全性を確保しつつ、株主の利益や社会信用の向上をはかることを方針とし、適切なリスク管理システムを構築しております。

② この方針のもと、より広範囲なリスクへの対応力を強化する観点から、リスク管理全体を管理部門管掌役員が統括し、リスクの評価・リスクへの対応等、リスクマネジメント体制の充実を図ってまいります。

なお万一、不測の事態が発生した場合は、社長を本部長とし、取締役・関連部門長をメンバーとする対策本部を速やかに設置し、更に必要に応じて社外アドバイザリーも加えて、迅速に対応することにより、損害拡大の防止とこれを最小限に止めるよう行動致します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程において、それぞれ責任・権限・執行手続の詳細について定めております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社では、社内コンプライアンス体制の充実・強化を進めるとともに、諮問機関として、監査役を含む委員からなる「コンプライアンス委員会」を設け、法令遵守の社内体制、規程類の作成状況、法令遵守状況を確認し審議を行い、法令遵守違反の未然防止を図っています。また、法令や規程の重大な違反などの問題が発生した場合には、コンプライアンス委員会の下部組織である業務改善委員会において調査を行い、業務改善を行う体制としております。

また、コンプライアンス違反や、その恐れのある場合の内部情報の通報・相談窓口として「コンプライアンス・ホットライン」を設置する等、組織体制の整備を行っております。

② 株主及び資本市場に対して法令に則った透明性の高い情報の適時開示は親会社経営企画部を中心にタイムリーに、社内情報の収集、情報開示の適否、開示内容の審議を行う体制としております。

③ 内部統制の構築・強化改善をエルモグループ全体で推進していくため、当社では「内部統制ポリシー」を制定しております。

また、適正な財務報告を実現するために社長を委員長とする「内部統制運営委員会」を管理部門管掌役員のもとに設置しております。

④ 当社とは独立した組織である親会社内部監査室が、遵法・リスクマネジメント・内部統制システム等の監査を監査役と連携してグループ全体に対して定期的に実施し、その結果は都度社長に報告されるとともに、被監査部門に対し業務執行の適正性及び効率性について具体的な評価と改善に向けた提言を行い、内部統制の確立を図っております。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社単体のみならず、グループとしてコンプライアンスの推進を図っていくことが重要であるとの考えに基づき、グループ会社においても業務に関し当社と同水準の適正な運営を確保するため、子会社すべてに「エルモグループ企業行動指針及び社員行動指針」を適用し、これを基礎としてグループ各社の諸規程を定めるものとしております。

② 経営管理については、グループ関係会社管理規程に基づいて子会社管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングしております。また、親会社経営企画部及び内部監査室が子会社すべてについて法令・社内ルールに沿った業務が行われているかを監査する体制をとっております。

③ グループ各社の経営状況の進捗管理は、親会社経営企画部が中心となり、子会社における数値目標の進捗状況や内部統制の状況を月次でレビューし、必要に応じて改善指導や支援を行う体制としております。

④ 取締役はグループ会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、監査役に報告致します。

⑤ 子会社が、当社からの経営管理や経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると判断した場合は親会社内部監査室に報告するものとし、親会社内部監査室は直ちに社長に報告するとともに監査役にも報告する体制としております。また、監査役は当社の取締役に対し意見を述べるとともに、改善策を求めることができる体制としております。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事に関しては取締役と監査役で意見交換を行い、取り決めるものとしております。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには当該事実に関する事項、その他取締役会または監査役が定める業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとしております。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。

② ホットライン（社内通報）規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反やその他コンプライアンス上の問題について、コンプライアンス委員会を通じて、監査役への適時・適切な報告体制を確保するものとしております。

③ 監査が効率的、かつ効果的に行われるために、親会社内部監査室との連携及び監査法人からの監査結果等の報告及び説明を通じて、内部統制システムの状況を監視・検証する体制を確保しております。

(9) 監査役の職務執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関する事項

監査役がその職務を執行する上で、必要な前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

① 当社は、当社ならびにその子会社等からなる企業グループの「財務報告の信頼性」を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告制度に適切に対応するため、「財務報告に係る内部統制基本方針書」を制定し、社内諸規程ならびに会計基準その他関連法令を遵守致します。

② 当社は、当社ならびにその子会社等からなる企業グループの「財務報告の信頼性」を確保するための社内体制を整備するとともに、その整備・運用状況を定期的に評価し、常に適正に維持致します。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係も含め一切接触をしないことを基本方針としており、すべての役員及び社員に対して周知徹底を図っております。

② 当社は、反社会的勢力に対する対応として「反社会的勢力への対処要領」に基づき、親会社管理部が統括し、情報の収集に努めるとともに必要に応じて弁護士や警察等の外部専門機関と連携し対処することとしております。

《当事業年度における業務の適正を確保するための運用状況の概要について》

当社では、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当該基本方針に掲げた企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を親会社内部監査室及び内部統制運営委員会（当事業年度において当社が10回開催）がモニタリングし、改善を進めました。

また、親会社内部監査室及び内部統制運営委員会は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行いました。

② コンプライアンス

当社及び主要な子会社ではコンプライアンス委員会を四半期に一度開催（当事業年度において当社は４回開催）し、企業活動において法令遵守される体制の整備、維持に努めました。また、従業員に対し定期的にコンプライアンス研修（コンプライアンス便りの発信を含む）を実施しました。

③ 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、親会社経営企画部にて子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、「エルモグループ関係会社管理規程」に基づき、子会社からの業務に関する重要事項の報告を受け、その承認を行っております。また、経営会議を月に１回開催（当事業年度は12回開催）し、グループ経営に対応した効果的なモニタリングを実施しました。

④ 取締役の職務執行

当社及び子会社は、「取締役会規程」に基づき、月に１回以上の取締役会（当事業年度において当社17回開催）を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行いました。

⑤ 監査役の職務執行

監査役は、取締役会の出席及び社内の重要会議への出席を通じて、取締役の職務の執行状況や内部統制の整備、運用状況を確認しました。また、会計監査人、親会社内部監査室等、内部統制に係る組織と相互に連携・情報交換をすることにより、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効果的な運用について助言を行いました。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。
その他の比率は表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2020年２月29日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,920,457	流動負債	2,063,107
現金及び預金	383,333	支払手形	50,101
受取手形	71,646	買掛金	409,246
電子記録債権	2,975	短期借入金	100,000
売掛金	876,208	関係会社短期借入金	1,119,720
商品及び製品	414,318	未払金	1,913
仕掛品	14,158	未払費用	158,619
原材料及び貯蔵品	242,446	未払法人税等	17,636
関係会社短期貸付金	774,275	未払消費税等	84,994
未収入金	92,942	賞与引当金	42,532
その他	54,354	製品保証引当金	11,300
貸倒引当金	△ 6,203	その他	67,043
固定資産	2,166,253	固定負債	188,415
有形固定資産	272,140	退職給付引当金	83,628
建物	86,058	資産除去債務	4,700
機械装置	6,967	長期前受金	86,562
車輌運搬具	367	その他	13,523
工具器具及び備品	145,666	負債合計	2,251,522
土地	31,605	純資産の部	
建設仮勘定	1,474	株主資本	2,835,550
無形固定資産	597,071	資本金	796,204
ソフトウエア	194,652	資本剰余金	908,379
ソフトウエア仮勘定	7,595	資本準備金	367,823
のれん	383,333	その他資本剰余金	540,555
その他	11,489	利益剰余金	1,130,966
投資その他の資産	1,297,041	利益準備金	26,361
投資有価証券	21,400	その他利益剰余金	1,104,604
関係会社株式	1,125,003	繰越利益剰余金	1,104,604
関係会社出資金	22,290	評価・換算差額等	△ 362
破産更生債権等	74,712	その他有価証券評価差額金	△ 362
長期前払費用	66,473		
敷金及び保証金	41,356		
繰延税金資産	20,515		
貸倒引当金	△ 74,712		
		純資産合計	2,835,187
資産合計	5,086,710	負債及び純資産合計	5,086,710

損益計算書

（2019年３月１日から
2020年２月29日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		
売上高	6,771,372	6,771,372
売上原価		
期首製品棚卸高	391,522	
当期製品製造原価	5,017,439	
期末製品棚卸高	414,318	4,994,643
売上総利益		1,776,729
販売費及び一般管理費		1,531,290
営業利益		245,438
営業外収益		
受取利息及び配当金	205,134	
賃貸不動産収入	12,948	
その他	4,732	222,814
営業外費用		
支払利息	7,872	
為替差損	25,813	
売上割引	1,507	
賃貸不動産費用	3,338	
その他	765	39,296
経常利益		428,956
特別利益		
事業譲渡益	300,000	300,000
特別損失		
固定資産除却損	18,506	
その他	0	18,506
税引前当期純利益		710,450
法人税、住民税及び事業税	73,346	
法人税等調整額	△20,515	52,831
当期純利益		657,619

株主資本等変動計算書

（2019年３月１日から
2020年２月29日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	796,204	367,823	540,555	908,379
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）				
当事業年度中の変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	796,204	367,823	540,555	908,379

	株主資本			
	利益剰余金			株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
		繰越利益剰余金		
当期首残高	26,361	947,001	973,363	2,677,947
当事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△ 500,016	△ 500,016	△ 500,016
当期純利益		657,619	657,619	657,619
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）				
当事業年度中の変動額合計	－	157,603	157,603	157,603
当期末残高	26,361	1,104,604	1,130,966	2,835,550

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	147	147	2,678,094
当事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 500,016
当期純利益			657,619
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	△ 510	△ 510	△ 510
当事業年度中の変動額合計	△ 510	△ 510	157,093
当期末残高	△ 362	△ 362	2,835,187

個 別 注 記 表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時 価 の あ る も の …… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時 価 の な い も の …… 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品及び製品 ……	移動平均法
仕 掛 品 ……	個別法
原 材 料 ……	移動平均法
貯 蔵 品 ……	最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、1998年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）、2016年４月１日以後取得した建物附属設備及び構築物、工具器具及び備品の金型については、定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、市場販売目的のソフトウエアについては見込販売金額に基づく償却額と残存見込販売有効期間（３年）に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上する方法、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金 …… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 …… 従業員に対して支出する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

製品保証引当金 …… 保証期間中に発生が見込まれるアフターサービス費用に備えるため、過去の発生実績を基準にして算出した見積額を計上しております。

退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生時の翌事業年度から費用処理しております。

5．　外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
　外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6．　のれんの償却方法及び償却期間
　のれんは、５年間で均等償却しております。

7．消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更に関する注記

1．たな卸資産の評価方法の変更
　商品及び製品の評価方法については先入先出法を採用しておりましたが当事業年度より移動平均法に、仕掛品の評価方法については総平均法を採用しておりましたが当事業年度より個別法に、原材料の評価方法については総平均法を採用しておりましたが当事業年度より移動平均法に、それぞれ変更しております。
　これらの評価方法の変更は、基幹システムの変更を契機に、評価方法を見直したことに伴うものであります。なお、この変更による影響額は軽微であるため、遡及適用は行っておりません。

表示方法の変更に関する注記

1．税効果会計の表示方法の変更
　「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額	609,957千円
2．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	539,294千円
短期金銭債務	99,245千円
3．保証債務	
親会社の金融機関からの借入金に対する債務保証	
テクノホライゾン・ホールディングス株式会社	1,540,000千円

損益計算書に関する注記

1．関係会社との取引高

売上高	1,892,855千円
仕入高	495,279千円
その他営業取引高	451,751千円
営業取引以外の取引高	405,676千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項　（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	11,072,102	－	－	11,072,102

2．剰余金の配当に関する事項
（1）配当金支払額等

株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たりの配当金（円）	基準日	効力発生日
普通株式	500,016	45.16	2019年2月28日	2019年5月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たりの配当金(円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	400,035	36.13	2020年2月29日	2020年5月20日

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	16,609	千円
貸倒引当金（短期）	1,898	〃
子会社株式評価損	12,339	〃
貸倒引当金（長期）	22,862	〃
賞与引当金	13,014	〃
退職給付引当金	25,590	〃
その他有価証券評価差額金	110	〃
繰越欠損金	607,223	〃
その他	13,485	〃
小　　計	713,134	千円
評価性引当額	△692,619	千円
繰延税金資産合計	20,515	千円

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

（1） 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達についてはグループファイナンスもしくは銀行借入による方針であります。

（2） 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の社内規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引にかかる資金調達であります。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

（3） 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

2020年２月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注)２参照)。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	383,333	383,333	－
(2) 受取手形	71,646	71,646	－
(3) 電子記録債権	2,975	2,975	－
(4) 売掛金	876,208	876,208	－
(5) 関係会社短期貸付金	774,275	774,275	－
(6) 未収入金	92,942	92,942	－
(7) 投資有価証券			
その他有価証券	3,805	3,805	－
資産計	2,205,187	2,205,187	－
(8) 支払手形	50,101	50,101	－
(9) 買掛金	409,246	409,246	－
(10) 短期借入金	100,000	100,000	－
(11) 関係会社短期借入金	1,119,720	1,119,720	－
(12) 未払金	1,913	1,913	－
負債計	1,680,980	1,680,980	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金、(5) 関係会社短期貸付金、(6) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(8) 支払手形、(9) 買掛金、(10) 短期借入金、(11) 関係会社短期借入金 (12) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	17,595
関係会社株式	1,125,003
関係会社出資金	22,290

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(7) 投資有価証券」には含めておりません。

関係会社株式及び関係会社出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価表示の対象としておりません。

関連当事者との取引

親会社、子会社、関連会社及び兄弟会社等

(単位:千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	テクノホライゾン・ホールディングス㈱	被所有 直接 100.0%	グループ会社の経営管理 役員の兼務 資金の貸付 資金の借入 債務保証	資金の貸付 資金の借入 債務保証	774,275 900,000 1,540,000	関係会社短期貸付金 関係会社短期借入金 -	774,275 900,000 -
子会社	Elmo USA Corp.	所有 間接 100.0%	営業取引 役員の兼務 資金の借入	当社製品の販売 資金の借入	757,893 219,720	売掛金 関係会社短期借入金	183,376 219,720
	Elmo Europe S.A.S.	所有 直接 100.0%	営業取引 役員の兼務	当社製品の販売	1,108,352	売掛金	327,370
	ELMO Industry (Thailand) Co.,Ltd.	所有 直接 100.0%	営業取引 役員の兼務	製品の購入	479,059	買掛金	97,613
	㈱エルモケイグランデ	所有 直接 100.0%	営業取引 役員の兼務	事業の譲渡	376,003	-	-
兄弟会社	㈱中日諏訪オプト電子	-	営業取引 役員の兼務	製品の購入	1,091,432	買掛金	22,423

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記取引条件については、市場価格、総原価を勘案して毎期価格交渉の上、決定しております。
2. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案した合理的な利率を設定しており、期間や返済方法については両者協議の上、取引条件を決定しております。
3. 債務保証については、金融機関からの借入金等に対する保証であります。
なお、保証料は受領しておりません。
4. Elmo USA Corp.は当社の100%子会社であるAmerican Elmo Corp.の完全子会社であります。
5. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

1株当たり情報

1. 1株当たり純資産額 256円07銭
2. 1株当たり当期純利益 59円39銭

その他の注記

1．企業結合関係（事業分離）

当社は、2019年３月１日開催の取締役会において、一部事業を当社子会社である株式会社ケイグランデ（現 株式会社エルモケイグランデ）に譲渡することを決議し、10月１日に譲渡いたしました。

（1）事業分離の概要

1.分離先企業の名称

株式会社エルモケイグランデ

2.分離した事業の内容

監視カメラ事業

3.事業分離を行った理由

グループ内で展開する同一事業を統合することにより、マーケティング力の強化、効率的で価値の高い商品開発、ものづくり体制の最適化、管理業務の効率化、人材の有効活用など、スピーディで効率のよい組織に再編成できると判断した結果、譲渡することと致しました。

4.事業分離日

2019年10月１日

5.法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

現金を対価とする事業譲渡

（2）実施した会計処理の概要

1．移転損益の金額

300,000千円

2.移転した事業に係る資産および負債の適正な帳簿価格ならびにその主な内訳

流動資産	83,907千円
固定資産	263千円
資産合計	84,170千円
流動負債	8,167千円
負債合計	8,167千円

3.会計処理

移転した監視カメラ事業に関する投資は清算されたものとみて、移転したことにより受け取った対価となる財の時価と、移転した事業に係る株主資本相当額との差額を移転損益として認識しております。

（3）当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	492,130千円
営業損失	5,678千円

第９６期　計算書類附属明細書

2019年3月１日から
2020年2月29日まで

株式会社　　エルモ社

1．有形固定資産及び無形固定資産の明細

（単位：千円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	89,442	5,878	1,463	7,798	86,058	297,346	383,404
	機械装置	13,733	7,500	13,322	943	6,967	14,660	21,627
	車輌運搬具	734	－	－	367	367	2,162	2,530
	工具器具及び備品	99,710	154,897	13,659	95,281	145,666	295,788	441,455
	土地	31,605	－	－	－	31,605		31,605
	建設仮勘定	22,648	143,469	164,643	－	1,474		1,474
	計	257,875	311,744	193,088	104,391	272,140	609,957	882,098
無形固定資産	ソフトウエア	220,570	38,712	3,863	60,767	194,652		
	ソフトウエア仮勘定	27,229	20,192	39,826	－	7,595		
	のれん	483,333	－	－	99,999	383,333		
	その他	13,364	－	－	1,875	11,489		
	計	744,498	58,905	43,689	162,643	597,071		

（注）　1．当期増加額には新規金型及び製造設備による増加額が次のとおり含まれております。

工具器具及び備品　新規金型の購入　　147,480 千円

2．引当金の明細

（単位：千円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	82,440	6,203	7,727	80,915
賞与引当金	24,124	42,532	24,124	42,532
製品保証引当金	50,502	1,000	40,202	11,300
退職給付引当金	183,766	47,021	147,159	83,628

（注）　1．計上の理由及び額の算定方法は、重要な会計方針に記載してあります。

3．販売費及び一般管理費の明細

（単位：千円）

科目	金額	摘要
役員報酬	42,900	
給与	362,702	
賞与及び賞与引当金繰入額	44,399	
退職給付費用	18,361	
法定福利費	67,421	
福利費	3,026	
消耗品費	58,020	
光熱水道料	18,527	
運賃荷造費	49,490	
販売奨励金	2,282	
宣伝費	112,177	
旅費交通費	15,604	
通信費	32,957	
交際費	6,217	
租税公課	1,671	
事業所税	5,591	
事業税	10,429	
支払手数料	35,033	
賃借料	11,950	
保険料	93,765	
修繕費	189,446	
技術研究費	78,706	
減価償却費	128,122	
貸倒引当金繰入額	△ 1,524	
のれん償却費	99,999	
雑費	44,008	
計	1,531,290	

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2020年５月７日

株式会社エルモ社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　楠元　宏

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エルモ社の2019年３月１日から2020年２月29日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役の監査報告書

監査報告書

私は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会計計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利害を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月8日

株式会社エルモ社

監査役　渡邉 哲也

事　業　報　告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦の継続による不確実性の拡大や、消費増税に伴う消費マインドの低下に加えて、第4四半期においては新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、一段と厳しさを増してきました。

このような状況の中、テクノホライゾングループの一員である当社は、ＩＴ化が一層進む「教育」市場、中国を中心に自動化ニーズが高まる「ＦＡ」市場、高度化が求められる「医療」市場、セキュリティや自動車関連などのマーケットがさらに進化する「安全・生活」市場の４つの市場を重点市場として、活動を強化してまいりました。

また、管理部門の業務の標準化、自動化、集約化による効率化を図るためのシェアードサービスを発展、強化するとともに、基幹システムの見直しによる業務効率化を進めてまいりました。

以上の結果、当事業年度の当社業績は、売上高7,840百万円（前事業年度比35.7%増）、営業利益603百万円（前事業年度比33.7%増）となりました。

経常利益は、為替差損の発生、借入金の支払利息などにより592百万円（前事業年度比28.2%増）、当期純利益は555百万円（前事業年度比24.2%増）となりました。

なお、中国子会社を含む当社グループの当連結会計年度の業績は、売上高8,279百万円（前連結会計年度比30.4%増）、営業利益615百万円（前連結会計年度比46.9%増）、経常利益は614百万円（前連結会計年度比46.0%増）、当期純利益578百万円（前連結会計年度比42.8%増）となりました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区　分	（単位）	第8期 (2016年度)	第9期 (2017年度)	第10期 (2018年度)	第11期 (2019年度)
売上高	（百万円）	3,582	3,270	5,777	7,840
経常利益又は経常損失（△）	（百万円）	26	123	462	592
当期純利益又は当期純損失（△）	（百万円）	799	89	447	555
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	（円）	31,417.51	3,016.50	15,089.85	18,741.49
総資産	（百万円）	2,221	2,303	4,129	4,568
純資産	（百万円）	26	115	562	1,118

(3) 主要な事業内容

当社はオプトロニクス、エレクトロニクス融合による製品開発、及び同関連加工部品の製造・販売を主要な事業としております。

部　　門	主　　要　　製　　品
SUWA オプトロニクス カ ン パ ニ ー	プロジェクター用光学エンジン、各種カメラ用鏡筒ユニット、精密金型、プラスチック成型品、ガラスレンズ
中日電子カンパニー	医療機器（生体情報モニタ、酸素飽和度センサ）
ファインフィットデザインカンパニー	車載機器（業務用ドライブレコーダー、デジタル運行記録計） 決済端末（モバイル決済端末、業務用ハンディーターミナル）

(4) 主要な営業所及び工場

本　社　　（名古屋市南区）
茅野事業所（長野県茅野市）
東京支店　（東京都港区）

(5) 従業員の状況

従業員数　　197名
平均年齢　　45.8歳

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

会　社　名	資本金	当社の被議決権比率	主要な事業内容
テクノホライゾン・ホールディングス株式会社	2,500,000千円	100.0 %	グループ各社（事業会社）の経営管理・経営指導・シェアードサービス

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
東莞旭進光電有限公司	750,000千円	100.0 %	光学系ユニットおよび同関連加工部品の製造・販売

(7) 主要な借入先（2020年3月31日現在）

借　　入　　先	借入金残高
テクノホライゾン・ホールディングス株式会社	百万円 1,475

2．株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　40,000株

(2) 発行済株式の総数　29,628株

(3) 株主数　1名

(4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
	株	%
テクノホライゾン・ホールディングス株式会社	29,628	100.0

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

地位	氏名	担当
代表取締役会長	野村拡伸	経営全般
代表取締役社長	前田憲二	経営全般
常務取締役	水上康	管理部門管掌
取締役	石木一男	設計部門・製造部門・品証部門管掌
取締役	柴篤志	ＳＵＷＡオプトロニクスカンパニー社長
取締役	高杉宗孝	中日電子カンパニー社長
監査役	渡邉哲也	

(2) 事業年度中に退任した役員

なし

4．業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、コーポレート・ガバナンスの充実をはかるため、長期的な視点でのグループ経営を担う持株会社（親会社）の子会社及び短・中期的な事業執行を担う事業会社として、監査役設置会社による経営管理体制のもと、権限に基づく責任体制を明確に果たしてまいります。親会社では、コンプライアンス関係を含めた諸規則の整備・運用により、当社におけるコンプライアンス体制の構築と実践に努めております。また、

取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役及び取締役会に報告するなど、ガバナンス体制を強化しております。

② 当社は、親会社のグループ経営方針の下、統制の強化、連結経営の強化、業務の効率化を目的として2018年4月にシェアードサービスを導入して管理業務(人事、総務、法務、経理、内部監査、システム)を親会社へ集約、移管しており、親会社と一体となったガバナンス体制の構築を目指しております。

(2) 取締役の職務遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務遂行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、当社の経営管理及び業務執行に係る重要な文書・記録を、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、取締役もしくは監査役から要請があった場合には、常時閲覧可能な状態としております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、経営理念の追求のために必要な業務から生じる様々なリスクを認識し、また、新たな業務から生じると予測される様々なリスクを十分に検討したうえで、経営の安全性を確保しつつ、株主の利益や社会信用の向上をはかることを方針とし、適切なリスク管理システムを構築しております。

② この方針のもと、より広範なリスクへの対応力を強化する観点から、リスク管理全体を統括する経営の諮問会議として「リスク管理委員会」を設置し、「グループリスク管理規程」に則り、リスクの評価・リスクへの対応等、リスクマネジメント体制の充実を図っております。なお、万一不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とした「危機対策本部」を速やかに設置し、さらに必要に応じて社外アドバイザリーも加えて迅速に対応することにより、緊急事態による発生被害を最小限に止める体制を整えております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

② 取締役会の決定に基づく業務執行につきましては、「組織規程」並びに「職務権限規程」に定める職務権限及び業務分掌において、それぞれその責任、権限、執行手続の詳細について定め、厳正かつ効率的な職務執行が行われることを確保するための体制を整備しております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、社内コンプライアンス体制の充実・強化を進めます。当社では、諮問機関として、監査役の他、取締役会の決議による選任者からなる「コンプライアンス委員会」を設け、当社における法令遵守の社内体制、規程類の作成状況、法令遵守状況を確認し、審議を行い、法令遵守違反の未然防止を図ります。また、コンプライアンス違反や、そのおそれのある場合の内部情報の通報・相談窓口として「ホットライン窓口」を設置する等、組織体制の整備を行います。

② 当社とは独立した組織である親会社内部監査室が、遵法・リスクマネジメント・内部統制システム等の監査を監査役と連携して定期的に実施し、その結果は都度代表取締役社長に報告されるとともに、被監査部門に対し業務執行の適正性及び効率性について具体的な評価と改善に向けた提言を行い、内部統制の確立を図ります。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制

① 当社のみならず、子会社においてもコンプライアンスの推進をはかっていくことが重要であるとの考えに基づき、子会社においても業務に関し当社と同等水準の適正な運営を確保するための体制整備に努めております。

② 経営管理については、「関係会社管理規程」「職務権限基準表」に基づいて子会社管理を行うものとし、必要に応じて改善指導や支援を行っております。また、親会社内部監査室が子会社について法令・社内ルールに沿った業務が行われていることを監査しております。

③ 当社グループの経営に関する重要事項を適切に審議・報告するとともに、グループの企業価値の最大化を追求するため、「経営会議」を設置して、原則毎月１回開催し、必要時には臨時開催いたします。

④ 取締役は、子会社において、法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、監査役に報告することとしております。

⑤ 子会社において、当社から受けた経営管理、経営指導内容が法令に違反したり、その他コンプライアンス上で問題があると判断した場合には、子会社から当社の監査役及び親会社内部監査室に報告することとし、親会社内部監査室長は直ちに代表取締役社長に報告する体制としております。また、監査役は当社の取締役に対し、改善策を求めることができることとしております。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、必要に応じて監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事に関しては、取締役と監査役が意見交換を行い、取り決めるものといたしております。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社において、取締役及び使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合には、当該事実に関する事項、その他取締役会又は監査役が定める業務・業績に影響を与える重要な事項について、監査役にその都度報告することとしております。その他、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする等、適正な報告体制の構築に努めております。

② 「ホットライン規程」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反やその他コンプライアンス上の問題について、「コンプライアンス委員会」を通じ、監査役に対し適切な報告体制を確保しております。

③ 監査が効率的かつ効果的に行われるために、親会社内部監査室との連携及び会計監査人からの監査結果等の報告及び説明を通じて、内部統制システムの状況を監視・検証する体制を確保してまいります。

(9) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

監査役がその職務を執行する上で、必要な前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

(10) 財務報告書の信頼性を確保するための体制

① 当社は、当社の財務報告を適時・適切に行うものとし、その信頼性を確保することを最重要視して対応いたします。

② 当社は、当社の「財務報告の信頼性」を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告制度に適切に対応するため、社内諸規程を整備し遵守する他、会計基準その他関連法令を遵守いたします。

③ 当社は、当社の財務報告の信頼性を確保するための社内体制を整備するとともに、その整備・運用状況を定期的に評価し、常に適正に維持いたします。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、親会社専門部署への相談を含め、断固として対決することとしており、当社の役員・使用人に対し、啓蒙活動を継続実施しております。

② 当社は、反社会的勢力とは一切接触しないことを基本方針としており、反社会的勢力に対する対応は、「反社会的勢力への対処要領」に基づき親会社管理部が統括し、必要に応じて弁護士や警察等の外部専門機関と連携し対処する体制を整えております。

《当事業年度における業務の適正を確保するための運用状況》

当社では、企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を親会社内部監査室及び当社内部統制運営委員会（当事業年度において当社は 8 回開催）がモニタリングし、改善を進めました。また、親会社内部監査室及び当社内部統制運営委員会は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行いました。

② コンプライアンス

当社ではコンプライアンス委員会を四半期に一度開催（当事業年度において当社は 4 回開催）し、企業活動において法令遵守される体制の整備、維持に努めました。

④ 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、「関係会社管理規程」「共通職務権限基準表」に基づき、子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、子会社からの業務に関する重要事項の報告を受け、その承認を行っております。

④ 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、月 1 回以上の取締役会を開催（当事業年度において当社は 13 回開催）し、海外子会社においても定款に基づき董事会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行いました。

⑤ 監査役の職務執行

監査役は、取締役会の出席及び社内の重要会議への出席を通じて、取締役の職務の執行状況や内部統制の整備、運用状況を確認しました。また、会計監査人、親会社内部監査室等、内部統制に係る組織と相互に連携・情報交換をすることにより、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効果的な運用について助言を行いました。

第１１期

決　算　報　告　書

（２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日まで）

貸　借　対　照　表

損　益　計　算　書

株主資本等変動計算書

製　造　原　価　報　告　書

販売費及び一般管理費

個　別　注　記　表

株式会社中日諏訪オプト電子

貸借対照表

２０２０年３月３１日現在

（単位 千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	〔 3,962,495 〕	流動負債	〔 1,979,765 〕
現金及び預金	648,604	支払手形	176,707
受取手形	387,365	買掛・金	1,347,770
電子記録債権	201,292	短期借入金	100,000
売掛金	1,199,413	リース債務	6,452
製商品	472,546	未払費用	118,934
材料及び貯蔵品	239,575	未払法人税等	49,768
仕掛品	251,745	未払消費税等	81,901
短期貸付金	450,000	賞与引当金	75,989
その他	118,948	その他	22,240
貸倒引当金	△ 6,995	固定負債	〔 1,471,052 〕
固定資産	〔 606,353 〕	長期借入金	1,375,000
有形固定資産	(401,950)	リース債務	16,897
建物及び構築物	122,471	退職給付引当金	69,675
機械装置及び車両運搬具	22,106	製品保証引当金	9,479
工具器具備品	39,800	負債合計	3,450,817
土地	195,592	純資産の部	
建設仮勘定	741	科目	金額
リース資産	21,238	株主資本	〔 1,118,031 〕
無形固定資産	(40,759)	資本金	100,000
ソフトウエア	33,659	資本剰余金	(396,057)
ソフトウエア仮勘定	7,100	その他資本剰余金	396,057
投資その他の資産	(163,644)	利益剰余金	(621,974)
関係会社出資金	78,743	その他利益剰余金	(621,974)
繰延税金資産	84,633	繰越利益剰余金	621,974
その他	267	純資産合計	1,118,031
資産合計	4,568,849	負債及び純資産合計	4,568,849

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

自　２０１９年　４月　１日
至　２０２０年　３月３１日

（単位 千円）

科目	金額	
売上高		7,840,852
売上原価		6,648,486
売上総利益		1,192,365
販売費及び一般管理費		589,060
営業利益		603,305
営業外収益		
受取利息	2,773	
不動産賃貸収入	5,640	
雑収入	857	9,271
営業外費用		
支払利息	9,560	
為替差損	9,960	
不動産賃貸原価	487	20,008
経常利益		592,568
特別損失		
固定資産廃棄損	56	56
税引前当期純利益		592,512
法人税、住民税及び事業税		75,637
法人税等調整額		△ 38,398
当期純利益		555,272

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自　２０１９年　４月　１日
至　２０２０年　３月３１日

（単位　千円）

	株主資本							純資産合　計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合　計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合　計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合　計		
期首残高	100,000	―	396,057	396,057	66,701	66,701	562,759	562,759
当期変動額								
当期純利益					555,272	555,272	555,272	555,272
株主資本以外の項目の会計年度中の変動額(純額)								
当期変動額合計					555,272	555,272	555,272	555,272
当期末残高	100,000	―	396,057	396,057	621,974	621,974	1,118,031	1,118,031

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

製造原価報告書

自　２０１９年　４月　１日
至　２０２０年　３月３１日

（単位 千円）

科目	金額	
材料費		
期首材料棚卸高	178,520	
当期材料仕入高	5,586,023	
小計	5,764,544	
期末材料棚卸高	239,575	
当期材料費		5,524,968
外注加工費		
外注加工費	350,189	
当期外注加工費		350,189
労務費		
給料賃金	597,214	
賞与	97,625	
賞与引当金繰入	1,949	
福利厚生費	13,407	
法定福利費	107,500	
退職給付費用	27,652	
当期労務費		845,349
製造経費		
旅費交通費	45,605	
修繕費	43,650	
保険料	881	
試験研究費	139,382	
水道光熱費	43,593	
消耗品費	14,318	
通信費	7,053	
賃借料	11,524	
租税公課	5,456	
運賃荷造費	26,320	
減価償却費	58,649	
支払報酬・支払手数料	10,318	
その他	7,609	
当期製造経費		414,364
当期総製造費用		7,134,872
期首仕掛品棚卸高		115,529
合計		7,250,402
他勘定振替高		162,772
期末仕掛品棚卸高		251,745
当期製品製造原価		6,835,883

期首製品棚卸高	285,149
当期製品製造原価	6,835,883
期末製品棚卸高	472,546
売上原価	6,648,486

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

販売費及び一般管理費

自　２０１９年　４月　１日
至　２０２０年　３月３１日

（単位　千円）

科目	金額
役員報酬	39,845
従業員給与	134,735
賞与	23,101
賞与引当金繰入	1,310
福利厚生費	4,461
法定福利費	29,704
退職給付費用	5,903
広告宣伝費	43,812
支払手数料	142,424
貸倒引当金繰入	△ 536
旅費交通費	42,601
接待交際費	2,169
租税公課	1,072
賃借料	22,090
減価償却費	13,276
通信費	6,309
消耗品費	4,537
水道光熱費	3,119
保険料	2,246
運賃荷造費	33,620
修繕費	29,586
その他	3,665
合計	589,060

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

２．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）による。

製商品、仕掛品 …… 個別法

材料 …… 移動平均法

貯蔵品 …… 最終仕入原価法

３．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、建物（建物附属設備を含む）、構築物および工具器具備品のうち金型については、定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は、自社利用のソフトウェア５年であります。

また、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づき償却（３年均等配分額を下限とする）しております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

４．引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率等を勘案して必要額を、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

支給対象期間に基づく賞与支給予定見積額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職金の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産額に基づき計上しております。

製品保証引当金

保証期間中に発生が見込まれるアフターサービス費用に備えるため、過去の発生実績を基準にして算出した見積額を計上しております。

5．消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土　地	１９５，５９２千円
建　物	１２２，２２４千円
計	３１７，８１７千円

(2) 担保に係る債務

長期借入金	１，３７５，０００千円
計	１，３７５，０００千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　７６１，０７０千円

3．子会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	１７０，３６９千円
短期金銭債務	４４，４７１千円

Ⅲ．損益計算書に関する注記

1．子会社との取引高

営業取引	売上高	６，０８０千円

仕入高	９９８，３２３千円
営業取引以外の取引高	－ 千円

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

１．当該事業年度の末日における発行済株式の数　　２９，６２８株

Ⅴ．１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　　３７，７３５円６５銭

２．１株当たり当期純利益　　１８，７４１円４９銭

第 11 期

２０１９年4月　1日から
２０２０年3月３１日まで

計 算 書 類 附 属 明 細 書

株式会社中日諏訪オプト電子

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位 千円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減損損失累計額	期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額
有形固定資産	建物及び構築物	274,280	439	220	274,499	23,546	128,480	9,019	122,471
	機械装置及び車両運搬具	157,207	13,368	1,236	169,340	33,385	113,848	6,441	22,106
	工具器具備品	523,319	36,743	1,861	558,201	16,340	502,061	33,296	39,800
	土地	195,592	—	—	195,592	—	—	—	195,592
	リース資産	37,918	—	—	37,918	—	16,680	6,109	21,238
	建設仮勘定	16,989	14,705	26,392	5,302	4,561	—	—	741
	計	1,205,308	65,256	29,709	1,240,855	77,833	761,070	54,866	401,950
無形固定資産	ソフトウェア	217,213	18,017	—	235,231	49,138	152,433	17,108	33,659
	ソフトウェア仮勘定	10,400	7,420	10,720	7,100	—	—	—	7,100
	計	227,613	25,437	10,720	242,331	49,138	152,433	17,108	40,759

(注) 1. 主要な資産の増加 (単位 千円)

資産の種類	内容	取得価額
ソフトウェア	Dr.工程 PRO 一式	8,350
機械装置及び車両運搬具	レーザーゲートカット機	6,123
工具器具備品	オプションランプ用部品金型	5,609
工具器具備品	新ドライブレコーダー用部品金型(BtoB)	5,558
工具器具備品	新ドライブレコーダー用部品金型(BtoC)	5,558
工具器具備品	車載用IoTゲートウェイPlatinumBOX量産用金型	3,950

(注) 2. ㈱エルモ社より固定資産の譲受 (単位 千円)

資産の種類	内容	取得価額
建物及び構築物	FFD事業固定資産	273
工具器具備品	FFD事業固定資産	11,736
ソフトウェア	FFD事業無形固定資産	557
合計		12,567

2. 引当金の明細

(単位 千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	7,532	6,995	—	7,532	6,995
賞与引当金	60,329	75,989	60,329	—	75,989
退職給付引当金	71,346	—	1,671	—	69,675
製品保証引当金	—	9,479	—	—	9,479

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗替による戻入であります。

3. 販売費及び一般管理費の明細

（単位 千円）

科目	金額	摘要
運賃荷造費	33,620	
広告宣伝費	43,812	
貸倒引当金繰入額	△ 536	
役員報酬	39,845	
従業員給与	134,735	
賞与	23,101	
賞与引当金繰入額	1,310	
福利厚生費	4,461	
法定福利費	29,704	
退職給付費用	5,903	
旅費交通費	42,601	
接待交際費	2,169	
租税公課	1,072	
賃借料	22,090	
通信費	6,309	
消耗品費	4,537	
支払手数料	142,424	
水道光熱費	3,119	
保険料	2,246	
減価償却費	13,276	
修繕費	29,586	
その他	3,665	
計	589,060	

本附属明細書の作成に当たって、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告書

私は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその付属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2020年5月21日

株式会社中日諏訪オプト電子

監査役　渡邉 哲也